

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称（製品名）	ヒートチェックペン Y0-1	制定日	2025年	12月	19日
		改訂日	— 年	— 月	— 日
					訂符 NC
供給者の会社名称	日油技研工業株式会社				
住所	埼玉県川越市の場新町 2 1 番地 2				
担当部門	環境保安統括室				
電話番号（緊急連絡電話番号）	049-231-2103	F A X 番号	049-232-1334		
メールアドレス	kankyo-hoan@nichigi.co.jp				
推奨用途	マーキング剤				

以下に示す危険有害性等に関する情報は、本製品の示温インキ成分として使用している化学物質に関する参考情報です。

2. 危険有害性の要約

化学品の G H S 分類		
物理化学的危険性	引火性液体	区分 2
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2
	発がん性	区分 1A
	生殖毒性	区分 1A
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分 3（気道刺激性、麻酔作用）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 1（肝臓）
		区分 2（肝臓、中枢神経系、呼吸器）

G H S ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危 険

危険有害性情報

- ・引火性液体及び蒸気
- ・強い眼刺激
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・眠気又はめまいのおそれ
- ・発がんのおそれ
- ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・長期にわたる又は反復ばく露による肝臓の障害
- ・長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害のおそれ

注意書き

安全対策

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースをとること。
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する措置を講ずること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

応急措置	・皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。 ・気分が悪いときは、医師に連絡すること。 ・眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。 ・火災の場合：5項を使用すること。
保管	・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉し、涼しいところに置くこと。 ・施錠して保管すること。
廃棄	・内容物／容器は製造者の指示に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名または一般名	含有量(重量%)	官報公示整理番号		C A S No.
		化審法	安衛法	
示温顔料	10-20	新規化学物質	新規化学物質	-
酸化チタン（IV）	1-10	1-558、 5-5225	-	13463-67-7
合成樹脂	1-10	-	-	-
エタノール	70-80	(2)-202	-	64-17-5
イソプロピルアルコール	0.1-3	(2)-207	2-(8)-319	67-63-0
添加剤	0.1-2	-	-	-

示温顔料は、化審法および労働安全衛生法に定める新規化学物質である。急性毒性試験の結果に基づき、本物質の急性毒性(経口)は、GHS分類において区分5又は区分に該当しない(>2000mg/kg)と判断された。合成樹脂及び添加剤は既存化学物質であり、かつ労働安全衛生法に定める通知対象物質、あるいはPRTR法の対象物質ではない。いずれも名称等は、営業秘密であり非公開。

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹸で洗い流すこと。
目に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	水で口の中をすすぐ。無理に吐かせないこと。医師の手当を受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	粉末（ABC）消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂
使ってはならない消火剤	情報なし
特有の消火方法	初期の火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。 大規模な火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時の措置	付近の着火源となるものを速やかに取り除く。着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行なう。漏出した場所の周囲に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。風上から作業して、風上の人を退避させる。こぼれた場所はすべりやすいために注意する。
環境に対する注意事項	漏出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法、器材 危険でなければ漏れを止める。
漏出物を扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 情報なし
安全取扱い注意事項 屋内作業場における取り扱い場所では局所排気装置を使用する。
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。
接触回避 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れたりしないように、適切な保護具を着用する。
衛生対策 情報なし

保管

安全な保管条件 直射日光を避け、換気のよいなるべく涼しい場所に密閉して保管する。
安全な容器包装材料 情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

		酸化チタン (IV)	エタノール	イソプロピルアルコール
管理濃度		設定されていない	設定されていない	200 ppm
許容濃度	日本産業衛生学会	1.5 mg/m ³ (吸入粉塵) 2.0 mg/m ³ (吸入粉塵)	設定されていない	400 ppm
	ACGIH TWA	10 mg/m ³	—	200 ppm
	STEL	—	1000 ppm	400 ppm

設備対策 屋内作業上での使用の場合には、換気装置や局所排気装置を設置する。取扱場所の近くに洗顔及び身体洗浄の設備を設ける。
取扱場所の近くに洗顔及び身体洗浄の設備を設ける。
静電気放電に対する予防処置を講ずること。
保護具 呼吸器の保護具：有機溶剤用防毒マスク
手の保護具：不浸透性保護手袋
眼の保護具：ゴーグル型保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具：不浸透性保護衣

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 液体
色 橙味色
臭い 特異臭
融点/凝固点 情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲 情報なし
可燃性 情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 情報なし
引火点 13°C
自然発火点 情報なし
分解温度 情報なし
pH 情報なし
動粘性率 情報なし
溶解度 情報なし
n-オクタノール/水分配係数 情報なし
蒸気圧 情報なし
密度及び/又は相対密度 情報なし
相対ガス密度 情報なし
粒子特性 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の取り扱いにおいては安定。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	直射日光、熱、炎、火花、静電気
混触危険物質	強酸化剤
危険有害な分解生成物	燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などが発生する。

11. 有害性情報

この混合物についての毒性調査は行われていない。

成分の有害性情報

	示温顔料	酸化チタン (IV)	エタノール
急性毒性（経口）	区分に該当しない (>2000 mg/kg)	区分に該当しない (5000 mg/kg)	区分に該当しない
急性毒性（経皮）	分類できない	区分に該当しない	区分に該当しない
急性毒性（吸入：気体）	分類できない	区分に該当しない	区分に該当しない
急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない	区分に該当しない	区分に該当しない
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	分類できない	区分に該当しない	分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	分類できない	区分に該当しない	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	分類できない	分類できない	区分 2B
呼吸器感作性	分類できない	分類できない	分類できない
皮膚感作性	分類できない	区分に該当しない	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない	分類できない	分類できない
発がん性	分類できない	区分 2	区分 1A
生殖毒性	分類できない	分類できない	区分 1A
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類できない	分類できない	区分 3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	分類できない	区分 1（呼吸器）	区分 1(肝臓、中枢神経系)
誤えん有害性	分類できない	分類できない	分類できない

イソプロピルアルコール	
急性毒性（経口）	区分に該当しない (4384 mg/kg)
急性毒性（経皮）	区分に該当しない (12870 mg/kg)
急性毒性（吸入：気体）	区分に該当しない
急性毒性（吸入：蒸気）	区分に該当しない (27908 ppm)
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分 2
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	区分 2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分 1(中枢神経、全身毒性) 区分 3（気道刺激性）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 1（血液系）、区分 2（呼 吸器、肝臓、脾臓）
誤えん有害性	分類できない

急性毒性（経口）

示温顔料 ラットを用いた単回経口投与毒性試験 (OECD TG 420) において、投与量 50 mg/kg、300 mg/kg、2000 mg/kg のいずれの群においても、観察期間を通して症状の発現及び死亡は認められず、本示温顔料の LD₅₀ 値は 2000 mg/kg を上回った。GHS 分類に基づき、2000 mg/kg 群において毒性の兆候が認められなかったため、区分 5 または区分に該当しないと結論された。

1 2. 環境影響情報

この混合物についての環境毒性調査は行われていない。

成分の環境影響情報**生態毒性****水生環境有害性 短期（急性）**

		LC ₅₀ （魚類）	EC ₅₀ （甲殻類）	EC ₅₀ （藻類）
酸化チタン（IV）	区分に該当しない	N/A	N/A	N/A
エタノール	区分に該当しない	11200 mg/L	5463 mg/L	1000 mg/L
イソプロピルアルコール	区分に該当しない	100 mg/L	1000 mg/L	1000 mg/L

水生環境有害性 長期（慢性）

		NOEC（魚類）	NOEC（甲殻類）	NOEC（藻類）
酸化チタン（IV）	区分 4	N/A	N/A	N/A
エタノール	区分に該当しない	N/A	9.6 mg/L	N/A
イソプロピルアルコール	区分に該当しない	N/A	100 mg/L	N/A

残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報なし

1 3. 廃棄上の注意

化学品（残留廃棄物）、廃棄においては関連法規に従うこと。
 汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
 内容物/容器は都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に、このシートを開示して委託すること。

1 4. 輸送上の注意

国連番号	1263
品名（国連輸送名）	塗料又は塗料関連物質
国連分類（輸送における危険有毒性クラス）	3 (引火性液体)
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	運搬に際しては、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実に 行う。製品に他の薬液等の化学物質が接触しないように注意する。 特に可燃物との混合がないように注意する。 その他取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、一般的な注意による。

国内規制にある場合の規制情報

陸上輸送	消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれ該当法律の定められた運送方法に従うこと。
海上輸送	船舶安全法に定められた運送方法に従うこと。
航空輸送	航空法に定められた運送方法に従うこと。

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9）	酸化チタン（Ⅳ） エタノール イソプロピルアルコール
	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9）	酸化チタン（Ⅳ） エタノール イソプロピルアルコール
	危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号）	エタノール イソプロピルアルコール
	第 2 種有機溶剤等（施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号）	イソプロピルアルコール
	第 4 類引火性液体、アルコール類（法第 2 条第 7 項危険物別表第 1・第 4 類）	
消防法	第 4 類引火性液体、アルコール類（法第 2 条第 7 項危険物別表第 1・第 4 類）	
船舶安全法	引火性液体類（危規則第 3 条危険物告示別表第 1）	エタノール イソプロピルアルコール
航空法	引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1）	エタノール イソプロピルアルコール
海洋汚染防止法	有害液体物質（Z 類物質）（施行令別表第 1）	酸化チタン（Ⅳ） エタノール イソプロピルアルコール

16. その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7253 (2019)
- 2) NITE-Gmiccs（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）
- 3) NITE-CHRIP（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）
- 4) 国際化学物質安全性カード（国際化学物質安全性計画）
- 5) Chemi COCO（環境省）
- 6) GHS 対応ガイドライン（一般社団法人 日本化学工業協会）

この「安全データシート」は安全保証書ではありません。

本製品を取扱う場合は、この「安全データシート」を参考として、使用者の責任において実態に応じた適切な処置を講じて下さい。

この「安全データシート」は安衛則第 24 条の 15 第 2 項、同第 34 条の 2 の 5 第 2 項の「人体に及ぼす作用」の定期確認を実施済みです。

また、この「安全データシート」の内容は法令の改正及び新しい知見に基づき改訂することがあります。